平成２１年（フ）第６７号
富山県富山市五福5407番地２　中央コーポ501号
破産者　安達　一二
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第８３６号
愛知県一宮市北方町北方字宝江新田砂越38番地　レインボー北方104号
破産者　山本　廣和
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
京都市下京区東中筋通五条下る天使突抜３丁目450番地　竹林マンション505号、開始決定時の住所京都市北区紫野花ノ坊町41番地の１
破産者　髙橋　良子
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１０５号
熊本県荒尾市万田1024番地15　サンエクリュB
破産者　迫田　健児
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２０年（フ）第１３４号
熊本県玉名市片諏訪31番地３
破産者　田上　　通
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２８６号
千葉県成田市所1251番地の２
破産者　新興建設株式会社
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第１８２号
千葉県木更津市長須賀2530番地７
破産者　鈴木　榮子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第２５号
千葉県香取郡東庄町笹川ろ1019番地
破産者　遠藤　貴夫
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２０年（フ）第１０６４７号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目10番14号
破産者　株式会社九天社
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３７５３号
名古屋市南区天白町５丁目26番地
破産者　株式会社堀商店
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１４５号
滋賀県草津市東矢倉２丁目36番７号
破産者　大倉住建株式会社
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１７４号
岡山市北区新屋敷町３丁目７番15号　カーサ新屋敷Ａ103
破産者　井上　博武
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３４７号
福岡県小郡市大保1364番地の９
破産者　株式会社ニッセイエンジニアリング
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第３３４号
沖縄県うるま市字田場1949番地１　サンシェルタタバ102
破産者　城間　健市
１　決定年月日　平成21年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２０年（フ）第２６１号
北海道釧路市美原３丁目14番13号
破産者　丸大丸翔栄建設株式会社
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第１３３６号
東京都大田区矢口２丁目27番１号
破産者　有限会社大昌建材
１　決定年月日　平成21年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１８２号
盛岡市永井23地割34番地21
破産者　熊谷　雅子
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７５３号
岩手県花巻市松園町１丁目４―76　ハイムエクメーネＢ202号室、開始決定時の住所岩手県花巻市中根子字参拾六館14番地３
破産者　伊藤　吉幸
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７５０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2947番地の30
破産者　寺井　和吉
１　決定年月日　平成21年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部